## 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則新旧対照表 改正案 現 行 別表第7 排水基準(第17条関係) 別表第7 排水基準(第17条関係) 生活 生活 項目又は種類 項目又は種類 有害物質 環境 有害物質 環境 項目 項目 カドミウム及び カドミウム及び 水域 その化合物 水域 その化合物 (略) (略) (略) (略) 単位1リットル ↑ 単位 1 リットル 工場又は . につきミリグラム. につきミリグラム 工場又は 事業場の区分 事業場の区分 (略) (略) (略) 最大 (略) 最大 排水処理施設を有する排 排水処理施設を有する排 0.03 鹿島 0.1 鹿島 水口から排出するもの 水口から排出するもの 灘水 灘水 その他の排出口から排出 その他の排出口から排出 域 0.03 域 0.1 するもの するもの 1日当たりの平均的な排 1日当たりの平均的な排 出水の量が 3,000 立方 0.03 出水の量が3,000 立方 0.1 県央 県央 メートル未満のもの メートル未満のもの 地先 地先 1日当たりの平均的な排出 1日当たりの平均的な排 水域 水域 水の量が3,000 立方メー 0.03 出水の量が 3,000 立方 0.1 トル以上のもの メートル以上のもの 1日当たりの平均的な排 1日当たりの平均的な排 出水の量が 5,000 立方 0.03 出水の量が 5,000 立方 0.1 常盤 常盤 メートル未満のもの メートル未満のもの 地先 地先 1日当たりの平均的な排出 1日当たりの平均的な排 水域 水域 水の量が 5,000 立方メー 0.03 出水の量が 5,000 立方 0.1 トル以上のもの メートル以上のもの 第一種水域に排出するも 第一種水域に排出するも 0.03 0.1 県北 県北 0.030.05 水域 第二種水域に排出するも 水域 第二種水域に排出するも 0.03 0.05 1日当たりの平均的な排 1日当たりの平均的な排 出水の量が500立方メー 出水の量が500立方メー 0.03 0.1 久慈 久慈 トル未満のもの トル未満のもの 川水 川水 1日当たりの平均的な排出 1日当たりの平均的な排 域 域 出水の量が500立方メー 水の量が 500 立方メート 0.03 0.1 ル以上のもの トル以上のもの 第一種水域に排出するも 第一種水域に排出するも 那珂 0.03 那珂 0.1 0 川水 川水 (略) (略) (略) (略) 第二種水域に排出するも 0.03 第二種水域に排出するも 0.1 域 域 0.03 0. 1 1日当たりの平均的な排 1 日当たりの平均的な排 出水の量が 1,000 立方 出水の量が 1,000 立方 0.03 0.1 涸沼 メートル未満のもの 涸沼 メートル未満のもの 1日当たりの平均的な排出 水域 1日当たりの平均的な排 水域 水の量が 1,000 立方メー 0.03 出水の量が 1,000 立方 0.1 トル以上のもの メートル以上のもの 1日当たりの平均的な排 1日当たりの平均的な排 出水の量が 1,000 立方 0.03 出水の量が 1,000 立方 0.1 桜川 メートル未満のもの 桜川 メートル未満のもの 1日当たりの平均的な排出 水域 水域 1日当たりの平均的な排 水の量が 1,000 立方メー 出水の量が 1,000 立方 0.03 0.1 トル以上のもの メートル以上のもの 1日当たりの平均的な排 1日当たりの平均的な排 霞ケ 霞ケ 出水の量が20立方メート 0.03 出水の量が20立方メー 0.1 浦及 浦及 ル未満のもの トル未満のもの び北 び北 1日当たりの平均的な排出 1日当たりの平均的な排 浦水 浦水 水の量が20立方メートル 0.01 出水の量が20立方メー 0.01 域 域 以上のもの トル以上のもの 1日当たりの平均的な排 1日当たりの平均的な排 出水の量が 1,000 立方 0.03 出水の量が 1,000 立方 0.1 利根 利根 メートル未満のもの メートル未満のもの 川水 川水 1日当たりの平均的な排出 1日当たりの平均的な排 域 域 水の量が 1,000 立方メー 0.03 出水の量が 1,000 立方 0.1

メートル以上のもの

海域に排出するもの

るもの

その

他の

水域

0.03

0.03

海域以外の水域に排出す

0.1

0. 1

トル以上のもの

るもの

海域以外の水域に排出す

海域に排出するもの

その

他の

水域